

(第3種郵便物認可)

自転車保険の加入を条例で定めるなどしている自治体

義務	▲埼玉県、滋賀県、▲京都府、大阪府、兵庫県、鹿児島県、仙台市、さいたま市、相模原市、名古屋市、▲京都市、▲堺市
努力義務	北海道、群馬県、千葉県、東京都、鳥取県、香川県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県、千葉市、静岡市、福岡市
制定作業中	神奈川県、長野県、静岡県、高知県

(▲は条例改正で努力義務を義務に強化。本紙調べ)

自転車保険への加入を義務付ける条例制定の動きが広がっている。9月に読売新聞が全47都道府県、20政令市を調べたところ、

自転車保険 義務化広がる

自治体 条例制定の動き

自転車利用者に対し、12自治体が義務付けをし、13自治体が努力義務としていた。

条例は、自転車事故をめぐり高額な損害賠償に備えてもらうのが目的の一つ。兵庫県が2015年、加入義務付け条例を全国初制定したのは、神戸地裁で約9500万円の賠償責任を認められたことが背景にある。NPO法人「自転

自転車保険 任意加入の傷害・損害賠償保険。運転者の補償は、主に保険会社が提供しており、年間掛け金は一般的に数千円〜約1万円。火災保険などの特約で付けることもできる。車体に対する日本交通管理技術協会の「TSMマーク付帯保険」は、購入時や点検・整備時などに加入でき、補償は最大1億円。

車政策・計画推進機構」の古倉宗治理事長によると、2000年代初頭から環境に優しい「交通手段」として自転車が定着する中、自転車側に賠償責任を求める意識も広がったという。

警察庁によると全国で起きた自転車関係する事故総数は、07年の約17万件から年々減り、17年は半減に近い約9万件。一方で対歩行者に限ると、ほぼ2000件台後半の横ばいで、年間平均2679件だった。スマートフォンを持つなどしながらの運転も問題視されており、警察庁による

自転車事故で高額な損害賠償が認められた主な訴訟(本紙調べ)

賠償額	概要
約9500万円	自転車に乗った小学生が歩行中の高齢女性に重傷を負わせ、小学生の母親が監督責任を問われた(2013年、神戸地裁判決)
約4700万円	脇見運転の自転車が歩行者との衝突を回避できず、歩行者は死亡(14年、東京地裁判決)
約4000万円	無灯火の自転車が交差点で、出会い頭に前照灯をつけた自転車と衝突し、前照灯をつけていた側が重傷(15年、東京地裁判決)
約1600万円	高校生の自転車が歩道上で高齢女性をはね、脚の骨を折った女性は障害が残った(17年、大阪高裁で和解)

と、「ながら運転」が原因の自転車と歩行者の事故は17年に45件発生し、07年以降で最多。うち自転車側が

画面を見ていたケースも多くの29件だった。条例がある25自治体は、いずれも義務違反の罰則を設けていない。努力義務としていた埼玉県や京都府など4自治体は、条例改正で義務化に格上げした。京都府の担当者は「『加入に努めて』と『加入しなればならない』では、自転車所有者にとって重みがまったく違う」と意義を強調する。

許可条件に。16年に条例を周知するチラシを自治会加入の約23万世帯に配布した堺市では、加入率が約12%増の72.4%に改善した。一方で茨城県の担当者は「義務付けで(加入意識は)浸透するのかわと疑問視し、条例は検討していない。努力義務とする東京都でも担当者が「実効性は把握できていない」と説明した。自転車政策・計画推進機構の古倉理事長は「車の自賠責保険のような制度導入は難しく、自転車の保険加入は行政が主導すべきだ。加入義務付けは全自治体で必要」と指摘している。